

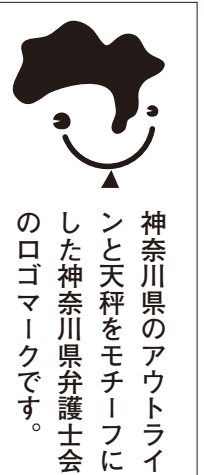
2024年度 関東十県会夏期研究会開催

建築請負・建築瑕疵の法律実務



発行所 神奈川県弁護士会 横浜市中区 日本大通9番地 045-211-7707 URL https://www.kanaben.or.jp/

第12回 人権シンポジウムかながわ 日時 2024年11月4日(月・祝) 10時~17時 場所 会館・Web開催(Zoom)・開港記念会館



山ゆり ようやく判決を取つても次は執行と面倒は続く。もつと言えは法律というルールのできがすつと良くて、皆が自主的に守るのであれば、そもそも裁判なんて手間も必要がないはず▼世迷い言のようだが、実は既に15年以上もうまくいき、我が国の国家予算以上の価値を生み出している、できのいいルールがある。そこにはルールだけが存在し、誰も管理せず、全てがオープンである。サトシナカモトという名前の出てくるアレである▼管理者がいないので、誰かの恣意性を心配する必要がない反面、誤送金や、秘密鍵を紛失といったミスに救済手段はない。困ったときに、責任者が何とかしてくれろということはない。権力が嫌いな人も自己責任が好きなのもきつと気になるだろう▼通貨としての利用を超えたスマートコントラクトの登場以降、さらに、応用への興味が広がっている。様々な問題に対策を立てながら、法的整備を含めて徐々に社会的な応用に向けた動きが始まりつつある。DAOとかWEB3なんて言葉とともに▼執行の話に戻る、と、ブツでもなく、法的根拠も第三債務者も存在しないこのような財産権をどのように差し押さえを換価するかというの、なかなか興味深い難問である。

8月31日、関東十県会夏期研究会が、みなとみらいにある横浜ベイホテル東急にて開催された。研究会のテーマは「建築請負・建築紛争の法律実務」である。開催に当たり、20年前に当会で執筆発行した「建築請負・建築瑕疵の法律実務」(ぎょうせい)を全面改訂し、新たに、当会編「建築請負・建築紛争の法律実務」(ぎょうせい)として出版した。剣持京助実行委員会委員長指揮の下、41名の執筆者・編集委員が約1年半の期間を費やした力作である。

前日までの台風10号の影響により、静岡県弁護士会の参加がかなわなかったものの、当日は天候が回復し、研究会には当会を含む関東10県より総勢290名(うち会場出席189名、ZOOMによる参加101名)が参加した。

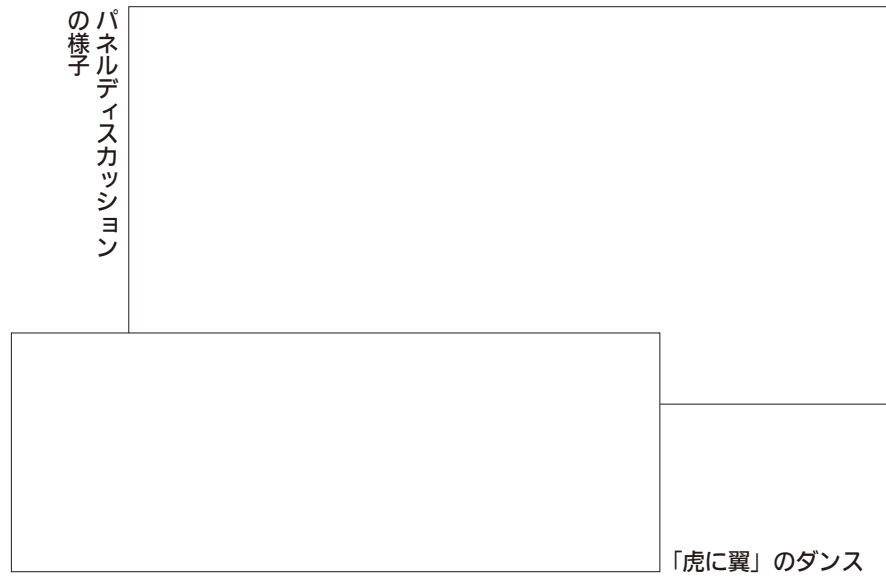
岩田武司会長による開会宣言の後、伊藤信吾日弁連副会長より挨拶があり、研究会がスタートした。まず、齋藤隆弁護士(第

二東京弁護士会)による基調講演「専門的知見の活用の方策とその課題ー建築訴訟を中心に専門訴訟について考えるー」では、元裁判官としての豊富な経験を交えながら、専門訴訟に専門家が関与する場面で弁護士が留意すべきポイントが解説された。

次に、高岡俊之会員が率いる高岡劇団が10年ぶりに登場した。「ちよつと教えて。いまどきの建築紛争」と題して、ベテラン弁護士に扮した高岡会員が、若手弁護士から最新の建築紛争に関する民法改正、重要判例について教わる様子の幕間に、出版書籍の内容を紹介するといふコメディタッチの寸劇が披露され、堅苦しくながちな研究会会場を笑いで満たした。なお、幕間に挿入された音楽が、岩田会長の生演奏であったことを知る人は少ない。

寸劇の後は、「建築瑕疵に関する不法行為責任」を巡る諸問題と題して、齋藤隆弁護士、城田孝子会員、原田満会員、及川健一郎会員によるパネルディスカッションが行われ、建物の基本的安全性を損なう瑕疵の捉え方や、修補費用・建替費用の算定基準時・収益物件の建替費用と損益相殺の可否等の問題について議論した。

次回研究会開催地である長野県弁護士会の山崎勝巳会長より、次回テーマを「不動産登記訴訟」



8月3日、日弁連主催の第17回高校生模擬裁判選手権及び当会主催の同選手権神奈川県交流戦が行われた。本年は、模擬裁判選手権のうちの関東大会は東京地裁の法廷等を利用して、神奈川県交流戦は当会会館の会議室を法廷に見立てて行われた。

模擬裁判選手権とは、1つの事件を素材に、法律実務家の支援を受けながら、参加各校が検察チーム・弁護士チームを組織し、高校生自身の発想で争点を見つけ出し、整理

し、証人尋問・被告人質問・論告弁論を行うものである。神奈川県では3校のエントリーがあったので、本戦出場校1校を選んだ。5月11日に予選が開催された。開催当日は各校の生徒が会館に来訪し、初見の模擬裁判教材を検討した上で、有罪・無罪の結論及びその理由を発表した。その結果、森村学園高等部が予選を突破し、日弁連の本選に出場することとなった。当会では、残る2校についても模擬裁判を通じ

て充実した体験をしてほしいという思いから、日弁連の模擬裁判選手権と同日に神奈川県交流戦を開催した。「交流」といっても、日弁連の模擬裁判選手権と同じ教材を用い、ほぼ同内容の法廷活動の上で、優勝校と準優勝校を決定するという、極めて本格的な試合である。

今年の模擬裁判のテーマは「殺人」であった。しかも、尋問によって聞き出すべき事項が多く、尋問の組み立て方によって、どのような論告・弁

論となるかが変化し得る、取り組みが難しい教材であった。しかし、各校とも難しい教材に果敢に食らいつき、高校生ならではの創意工夫をしながら、弁護士顔負けの法廷活動を行っていた。

神奈川県交流戦では、桐光学園高等学校が優勝、法政大学第二高等学校が準優勝となった。参加された生徒の皆さんにとって、青春の一頁

(会員 市川 知明)

高校生の模擬裁判選手権・交流戦

テーマは「殺人」

「虎に翼」のダンス

交流戦の様子

(勝俣 豪)

刑事弁護修習の
最前線

～20年目の司法修習～

「弁共演習」

― 刑事弁護に関する弁護士倫理

その2

会員 妹尾 孝之

弁護士には基本的な人権の擁護・社会正義の実現という使命があり、その使命に基づき誠実に職務を行う義務(誠実義務)がある(弁護士法1条)。刑事弁護の場面では、誠実義務は、被疑者・被告人の権利・利益を擁護するため最善の弁護活動に努めるといふ最善努力義務として現れることになる(弁護士職務基本規程46条)。

「他の法令や義務」の代表例としては、罪証隠滅(の防止)がある。証拠隠滅や偽証教唆は犯罪行為であり、弁護士職務基本規程上も5条や14条

といった規定により禁止される。しかし、民事事件の利益相反のような場面とは異なり、「安全策」を取って回避的な行動ばかり取っているのは、今度

「共犯者に面会して言い分を確認してきてほしい」と言われたらどうすべきか、「接見禁止決定が出ている事件で、接見中に被疑者から妻宛ての手紙を見せられ、『この内容を妻に伝えてほしい』と言われた場合、どのように対応すべきか」といった設問である。いずれも遭遇することがありそうな場面であり、倫

理についての考え方が整理できていないと、弁護人としての行動に迷いが生じる可能性がある場面である。例えば前者の場面について、修習生にどのように考えるかを問うと、罪証隠滅に負担することになるおそれなどを理由に、「そのようなことはすべきではない」という答えが返ってくる人が多い。

刑事弁護研修

障害がある／疑われたときの 刑事弁護活動

8月1日、臨床心理士・公認心理師の資格を持つ山田恵太弁護士(東京弁護士会)を講師に招き、

「障害がある／障害が疑われたときの刑事弁護活動」というテーマで研修を行った。この研修は、知的障がい者等の当番弁護士などの名簿登録要件となる研修を兼ねている。講師は、一般社団法人東京TISネット(罪に問われた障がいのある人たちを支援し、誰もが共に生きることが出来る社会を目指して活動している団体)の代表理事を務め、刑事弁護人としても多くの事件に取り組んできた弁護士である。

本研修では、被疑者・被告人に障がいがある、あるいは障がい疑われたいの刑事弁護活動について、充実した内容の研修がなされた。私個人としても肝に銘じたのは、「障がいのある人の刑事弁護においても、基本的な弁護活動や弁護人としての姿勢は、その他の事件と何ら変わることはない」という講師の指摘である。障がいがある人の事件を担当する弁護士は、「有罪を前提とした再犯防止」に傾いてしまう危険性がある。「無罪を争うべき事案ではないのか」「早期に身体拘束からの解放はできないか」「より軽い処分や量刑を獲得できないか」といった、弁護士が検討すべき基本的な事項を、障がいがある人に対する弁護活動でも忘れてはならないだろう。

次に、本研修を受講して改めて重要であると感じたのは、「まずは障がいに気付くことが何より大切」であるということである。講師は、裁判官、検察官、弁護士が誰も被告人の障がいに気付かず

「障がいに気付くこと」が適切な弁護活動のスタートとなるため、弁護人としてはこの気付きを得ることができるよう注意をしたい。

本研修は会員サイトを受講できるように予定である。障がいに気付く方法論、気付いた後の弁護活動のあり方を知ることが出来る研修であるので、会員には是非受講をお勧めしたい。(会員 狩野 直哉)

司法から見た神奈川の150年 第35回

当会の財政はいかにして 逼迫を深めたか

1937年(昭和12年)9月18日の臨時総会の議事録を読むと、戦争に向かう時代の急展開が見て取れる。読むほどに胸が痛くなる。

この間、寄付の要請が続いている。「先般、総会決議により国防献金及び横浜市出征軍人家族後援会への寄付等五百円を臨時支出した。これに本日緊急動議で出てくるはずの週法週間計画費百円の寄付を加えれば、今期収支残は、わずか8円ばかりとなる。」加えて第2号議案(出征会員家族慰安及び扶助等の事業)に触れ、この事業を行うには会費の値上げが必要であると会費値上げの趣旨を補充した。会員であ

る舟倉清一が、「日支事変」で出征中であつた。議長が第1号議案について、賛否を問うたところ、異議なく原案通り可決された。

児玉正五郎会員は、第2号議案につき「出征軍人が勤め人ことに役所勤めの場合、給料は全額遺家族が受けることとなるが、弁護士の場合は、全く収入の道なく、相当の援助をなすことは吾々同僚としての責務である」と賛成討論を行い、議長が議場に諮ったところ

臨時総会のわずか2か月前である1937年(昭和12年)7月17日、陪審法改正反対・捜査当局責任追及決議を採択し(横浜弁護士会史上巻311頁以下)、決議に基づく反対運動を行うために、実行委員会を結成し、会長経験者や有力会員15名を委員に選任し、実行委員会は、活発に活動した。

反対運動の結果、この法案は審議未了となり、政府の意図は実現しなかつた。当会の立憲主義擁護の運動は全国的な成果を挙げたといえよう。

ちなみに、舟倉清一は、陪審法改正反対・捜査当局責任追及決議に基づく反対運動を行うための実行委員だった(前掲311頁)。その舟倉が当会で初の出征会員となったのは偶然だったのか。

前回、小田原部への補助金放棄要請という異例の執行部方針を紹介したが、会の財政は明らかに逼迫していた。しかも、その動きは勢いを強めようとしていた。当会は、戦争に向けて動員され始めた。各方面からの寄付要請に対して否認ないし抗弁する論理はなかったのだろうか。

本研修は会員サイトを受講できるように予定である。障がいに気付く方法論、気付いた後の弁護活動のあり方を知ることが出来る研修であるので、会員には是非受講をお勧めしたい。(会員 狩野 直哉)

理事者室
だより

目指せ紅白!?

副会長 須須木 健太郎

他の副会長も記事にしているとおり、4月以降、理事者会や委員会等で弁護士会館に籠もる機会は多く、会館内での移動以外は一口中椅子に座って過ごす日もままある。

また、会議と会議の間が短いこと
しかし、実際に考えてみるとなかなか難しい。例えば、読書。気分転換にはなるが、結局椅子に座って、目も酷使するため却下。

デスクに絵などを置いて眺める。そもそも芸術的素養がないので気分転換にならないため却下。サッカーボールでリフティング。問題点解消に

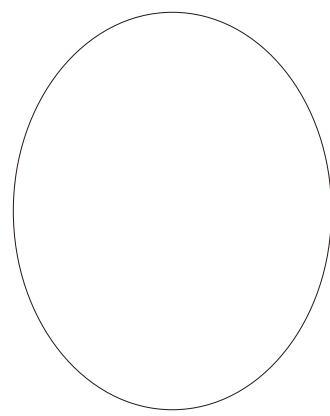
もあり、会議ごとの頭の切り替えも短時間でなければならない。その結果、まだ4月だというのに、身体(目も含む)は凝り固まり、頭も疲弊していた。

は最も近そうだが、素人レベルのため、ボールで色々破壊する将来しか見えないので却下。アイディアも尽きかけていたとき、「カッカッカッ……」と軽快な音がするので、そちらの方を向くと藤田副会長がドヤ顔を決めて立っていた。その手に持っていたのは、けん玉だ。

常議員会
のいま

「川崎支部会館からオンライン参加」

会員 青木 芙美子 (66期)



初めての常議員である。昨年4月から川崎支部幹事を務めている関係で、いわゆる「支部枠」で選出された。今回は、新人常議員から見た常議

員会の今をお伝えする。常議員会は、議長・副議長を始め、40名の常議員で構成され、本年は1期目の方が複数いるように、少し好まれている。

各回の審議事項の詳細は、当会メールマガジンの「常議員会速報」に譲るが、結論に至るまでは、理事者・説明協力者からの趣旨説明に始ま

り、各常議員からの質問・意見を逐次採決に至る。審議用の資料は分量が多いが、ペーパーレス化が進められており、当会の会員専用サイトから確認できる。

ちなみに、初回の自己紹介によると、8期目の大ベテランもいるようである。審議は、月に1回平日午後2時から開催され、審議事項が多い場合や議論が白熱した場合には、終了時刻が午後5時を過ぎることもある。私は、川崎支部会館からオンライン参加することが多いが、映像・音声ともにクリアで何らの支障を感じることがない。

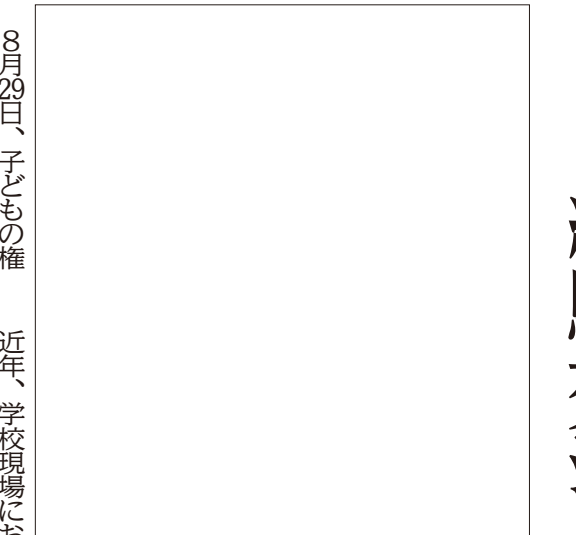
今後の私の目標としては、関心の高い審議事項については、1回は発言することである。なお、常議員間で「全回出席すると幸運なことが起きる」との噂を聞くが、私は既に1回欠席してしまっただけで、真相を確かめることができないのが残りである。常議員にご興味を持たれた方は、是非立候補を

8月29日、子どもの権利委員会主催で、スクーロイヤー(SL)を務めた経験のある当会会員を発表者に迎え、「スクーロイヤー経験交流会」が開催された。

近年、学校現場における弁護士関与の重要性が叫ばれる中、SL制度の拡充に向けた動きが進められている。しかし、SLの定義自体に揺らぎがあるとともに、業務内容

も自治体ごとに異なっているのが実情である。本会はSLに関する会員の知見を広げることを目的として開催された。まず、私から、SLの定義や現在の県内での整備状況等の基調報告を行い、SL経験者を有する4名(石田智嗣、上西宏明、藤田香織、村松謙各会員)が、自身の業務内容をそれぞれ発表した。

自治体の任期付職員として教育委員会内に常駐する形から、事務所でのメールや電話相談を受ける形など、SLの勤務方法が多様であることが紹介されていた。(会員 浅井 崇裕)



パネルディスカッションの様子

経験交流会の実施

スクーロイヤー

最後に、上記4名をパネリストとしてパネルディスカッションを行った。保護者との関係が継続するため丁寧な対応が求められる一方で、法的に明確な正解がないことが多いという特殊性ゆえに、場面場面での柔軟な対応を求められ、回答に苦慮するという経験談が特に印象的であった。

子どもの権利委員会の委員だけでなく、SL検討部会を有している民事介入暴力対策委員会の委員も参加して質問を行い、充実した会となった。今後も研鑽を重ね、適切な助言を送ることに努めて、「子どもの最善の利益」が学校現場において実現されるように尽力していきたい。

令和4年4月、新卒で新聞業界に足を踏み入れた。米OpenAIが対話型AI「ChatGPT」を公開したのはその年の冬だ。同社や米ペンシルベニア大の研究者らの昨年の研究では、AIによって影響を受ける可能性の高い職業の1つに「記者」が挙げられた。

ChatGPTに「新聞記者はAIによって不要になるか」と聞いてみると、「ジャーナリズムの本質的な部分においては人間の記者が不可欠」との回答が返ってきた。取材対象者との信頼関係の構築、倫理的な判断、複雑な社会問題の理解などはAIによる代替が難しいという。加えるのであれば、もっともらしい誤情報が生成されたり、入力

動きが既に始まっている。佐賀新聞は8月、生成AIによる記事や画像を使った紙面を朝刊で掲載した。弊社でも自社記事で追加学習を行った大規模言語モデルを開発し、記事要約などに使っている。リスクを考慮しつつ部分的に活用していく流れができつつあるように見える。個人的には生成AIに別の意味も感じている。定型の記事の作成や公開情報の収集、データ分析などはAIの得意分野とされる。「本質的な部分においては人間が不可欠」。それはむしろ人間がやるのだから、もっと意義のある報道をやらなければならないとのメッセージではないか。新米には荷が重いが、自戒として胸に刻みながら記者人生の歩みを進めたい。(日本経済新聞社 小林 伶) ※写真は、三國志で好きなキャラ張飛



AIの司
記者からこちら

私の赤い

親子でフラダンス



会員 田所 美佳



練習用のパウスカートとレイ

2年前の冬、年長の娘と一緒にフラダンスを習い始めた。

きっかけは、娘が保育園のお遊戯会でダンスにハマり、習いたいと言いつつ、同じ保育園の友達を通してフラダンス教室(親子クラス)に入るようになった。

私は以前フラメンコを習っていたが、向いていなくてすぐに辞めてしまった。フラダンスも続けられるか心配はあったが、やる気いっぱいの娘と一緒にということもあって...

親子クラスで発表会に出るのは、大人4人と子供7人。まさか大人になってつづけてまっつげを付けて舞台の上で踊るとは。仕事でも最近こんなに緊張したことがない。私は緊張で動きが小さくなってしまったが、皆で無事踊り終えた。

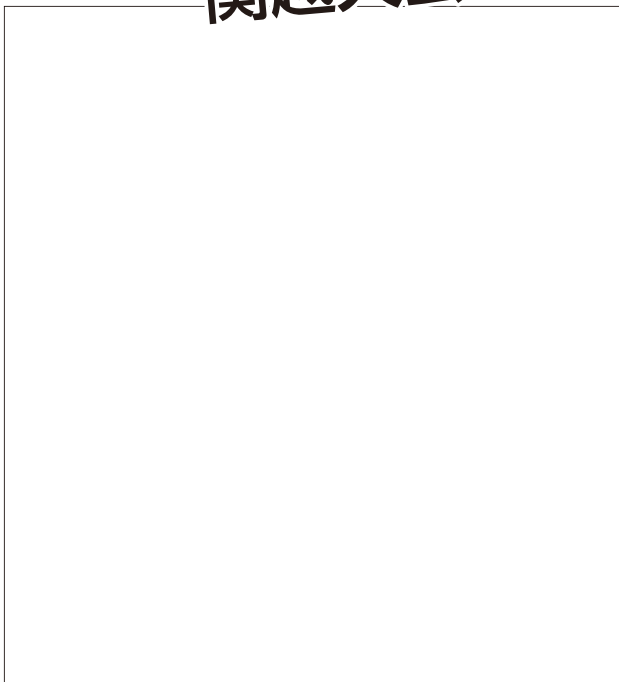
他のクラスにはフラ歴十年以上の先輩もたくさんいて(最年長は80代)、皆上手で見応えがあった。男性クラスもあり、ゆったりした曲に合わせて笑顔で踊っていた。優雅に踊る先輩のフラダンスを見て、なんて平和な空間なのだろうとしみじみ思った。フラダンスが一人一人の心の平穏をもたらし、世界平和につながるのだ、なんてことを考えた。

先日は鶴見駅の駅前イベントに出演させてもらった。知り合いに会いませんようにと祈りながら踊った。娘は活き活きと踊っていたが、私はまだ恥ずかしさが消えない。



YOKOHAMA Mariners 関越大会

新潟に大勝



新潟戦で2打数2安打の二ノ宮

初戦は、あえなく完封負け。8月3日、群馬県渋川市の小暮組スポーツパーク赤城において、関越大会が開催された。この大会は、群馬、埼玉、東京、横浜、新潟の野球部が集まり、毎年8月に開催している大会である。横浜の初戦は、昨年の全国覇者である東京。横浜は、初回に5点の先制を許すと、2回にも1点を追加される苦しい展開となった。3回より救援のマウンドが上がった関

野有真は、2回を無安打2奪三振で無失点に抑え、逆転への希望をつなぐ。しかし、打線は好投手田中雅人の前に3安打と沈黙し、あえなく完封負けとなった。3位決定トーナメントに回った横浜は、地元群馬と2試合目で対戦することとなった。ここで敗れると即敗退となるプレッシャーからか、先発の川原佑基が先制を許してしまう。しかし、その裏、先頭の新井聖哉が内野安打で出塁するとすかさず盗塁し反撃の狼煙を上げる。この回、打線がつながり、打者一巡の猛攻で8点を挙げて逆転した。川原は2回から立ち直り、打線も攻撃の手を緩めず群馬に完勝した。3位のかかった第3試合は、新潟との対戦となった。先発の畑中隆爾は、味方の失策もあり、初回に3点の先制を許してしまう。打線は新潟の先発である犬井純を打ちあぐねるが、畑中も立ち直り両軍とも零行進が続いた。試合が動いたのは4回表。2死2、3塁から鈴木貴雄の二塁打で1点差に迫ると、続く石原大悟の二塁打で同点とし、2死満塁から毛塚倫の2点適時打で勝ち越した。この回10点を挙げると、5回にも11点を挙げ、新潟に大勝した。3試合全てで初回に先制を許す展開となったが、群馬と新潟に対しては粘り強く逆転し、どこにか3点を確保した。(会員 坂本 学)

令和6年度 夏合宿

雨の合宿をぬって

熱戦

例年どおり8月24日〜25日の日程で、群馬県の「水上高原ホテル200」において、令和6年度横浜法曹テニスクラブの夏合宿が開催された。2家族の参加も含め、総勢14名が参加した。事前の天気予報では2日間とも雨であったため、テニスを1分もできず温泉に浸かって帰るだけになるのではないかと懸念された。

1日目は、今にも降り出しそうな分厚い雲の下、テニスを1時間程度楽しんだところで雷雨となり、あえなく終了となった。夕食までの間、各自、ホテル併設のレストランでお酒を楽しんだり、露天風呂に入ったりして日頃の疲れを癒した。夕食時には、群馬県の特産品をふんだんに使った料理

また、24日にはNHKのEテレにおいて「無差別爆撃を問う〜弁護士たちのBC級横浜裁判〜」が放映されたので、当クラブ会員である本間豊会員の雄姿を見守った。2日目は、幸い予報が外れ、曇り空の下で予定どおりテニスを実施できた。年齢・男女を問わず一試合ごとにダブルスのペアの組合せを変えていき、熱戦を繰り広げた。子供たちはホテル併設の様々なアクティビティを楽しんでいた。テニス終了後すぐに雨が降り出した。2日間とも雨の天気予報であったにもかかわらず、望外にもテニスをすることができた。参加者一同の口元のほほえみ、表れであろうか。

当クラブには、家族連れで参加する会員も多数いる。定期的に練習会が開催され、裁判所や第一東京弁護士会などとの対抗戦等他団体との交流イベントも行われている。初心者から上級者までレベルを問わず参加できる会になっている。テニスに興味のある方は、幹事の佐藤裕会員まで一報を。(会員 榊 研司)

編集後記 十景会の本は、かゆいところに手が届く良書が多い気がします。当会編のものも、皆様のお役に立つとよいですね。デスク 勝俣 豪 記者 安達 慎司 川添 啓明 本間 久雄 長谷川 康 北川 貴史 長谷川 篤司 青木 敦子